

豊能町地域生活支援事業

豊能町移動支援事業 ガイドライン

令和元年 1 1 月

豊 能 町



## はじめに

---

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）において、障害のある方の移動支援は、地域生活支援事業の必須事業として位置づけられるとともに、市町村が地域の実情に即して実施するものとされています。

豊能町では、豊能町地域生活支援事業実施要綱及び豊能町移動支援事業実施要綱に基づき、事業を実施してきたところですが、各市町村が地域の実情に即して実施する事業であるため、他市町村とは取扱いが異なる場合がある等、混乱を生じることもありました。

そこで、これまでの事業の実績を踏まえ、寄せられた多くのご質問等を集約し、わかりやすい形に編集したガイドライン（平成 25 年 4 月）を作成しました。ガイドラインの前半は制度内容についての説明とし、後半は質問集として問合せの多い質問とその答えを掲載しました。また、その後の法改正や制度変更を踏まえ、当ガイドライン（平成 27 年 9 月、令和元年 11 月 一部改正）を策定いたしました。

利用者及び移動支援サービスを提供される事業者等におかれましては、移動支援事業が円滑に実施されるよう、このガイドラインを広くご活用ください。また、わからない点については、担当課にお問合わせくださいますようお願いいたします。

## 目 次

1	移動支援の概要	3
2	移動支援の対象者	3
3	支給決定基準	3
4	実施方法	4
5	移動支援の対象となる外出の範囲	4
6	サービス単価及び利用料	5
7	サービスの内容	6
8	サービス提供者の資格要件	7
9	その他留意事項	8
10	移動支援に関する質問集	9
問1	支給決定された利用時間を超える利用	9
問2	1日当たりの利用時間	9
問3	年齢による利用制限	9
問4	身体介護の有無について	10
問5	「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」の支援内容	10
問6	入院中の利用	10
問7	入退院時の利用	10
問8	移動支援を利用した通院	11
問9	移動支援と居宅介護（通院等介助）	11
問10	施設入所者の利用	11
問11	グループホームやケアホーム入居中に移動支援を利用する場合	12
問12	「通年かつ長期にわたる外出」に該当するもの	12
問13	学校行事での外出	12
問14	出発地及び終了地	12
問15	複数の目的地がある場合	13
問16	目的地のみの支援	13
問17	移動支援事業所を目的地とした外出	13
問18	短期入所事業所への移動支援	13
問19	ガイドヘルパーの交通費及び食費の負担	14
問20	観劇、映画等の入場料の取扱い	14
問21	ガイドヘルパーと一緒に食事をする場合	14
問22	スーパー銭湯や温泉での入浴	14
問23	プール内での支援	15
問24	障害福祉サービス事業者等が主催する行事	15
問25	旅行中における移動支援の利用	15
問26	団体バス旅行等の取扱い	15
問27	自家用車を使った移動支援	16
問28	事業者等が所有する車の利用	16
問29	ガイドヘルパー自らが運転する場合の算定	16
問30	ガイドヘルパー派遣に要する交通費	16
問31	待ち合わせにかかる時間の取扱い	17
問32	乗車中の移動支援にかかる算定	17
問33	準備のみを行って外出できなかった場合	17
問34	家族が移動支援を行う場合	17
問35	一時帰宅（帰省）の際の利用について	18

## 1 移動支援の概要

移動支援においては、単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の支援及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

## 2 移動支援の対象者

以下の障害によって、単独での移動が困難であり、支援が必要と認められる方です。

種 別	対 象 要 件
身体障害者 （児）	次のいずれかに該当し、屋外の移動に介助が必要な方です。 ○全身性障害 身体障害者手帳を所持し、肢体不自由の障害程度等級が1級又は2級の方 ○視覚障害 身体障害者手帳を所持し、視覚障害の障害程度等級が1級又は2級の方
知的障害者 （児）	次のいずれかに該当し、屋外の移動に介助が必要な方です。 ○療育手帳を所持している方 ○児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害の判定を受けた方
精神障害者 （児）	次のいずれかに該当し、屋外の移動に介助が必要で、かつ聞き取り調査にてサービス利用の必要性が認められた方です。 ○精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ○精神障害を事由とする年金や手当を受給している方
難病患者	次に該当し、屋外の移動に介助が必要な方です。 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等

## 3 支給決定基準

移動支援の利用申請を受理した場合には、サービスの利用希望、障害の状況、支援の必要度等について、調査員が聞き取り調査し、総合的に勘案して支給量及びサービス単価の算定区分（身体介護を伴う場合又は身体介護を伴わない場合）を決定します。

なお、身体介護を伴うかどうかの判断基準は、移動支援のサービス提供時に実際の身体介護を行ったか否かではなく、日常生活において身体介護が必要なものであって、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護を提供することが想定されるかどうかによって判断するものとしています。

## ※支給量の上限

年齢区分	支給量
18歳未満の障害児	32時間/月
18歳以上の障害者	48時間/月

## 4 実施方法

移動支援のサービス提供形態は、1名の障害者（児）に対して、ガイドヘルパーが1名での支援を行う「個別支援型」です。「グループ支援型」については行いません。

## 5 移動支援の対象となる外出の範囲

外出の範囲については、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、原則として一日の範囲内で用務を終えることの可能なものを対象としています。

また、「居宅～目的地～居宅」の一連の行為を移動支援の対象としていますが、この一連の行為の中で、居宅から目的地（目的地から居宅）の支援を家族等が行う場合については、片道又は目的地のみの利用であっても、移動支援の対象となります。

### （1）対象となる外出の範囲

移動支援の対象となる外出例については、次のとおりです。

事由	外出内容	外出先の例
社会通念上外出が必要不可欠と認められる場合	行政機関等に関わる手続き、相談、選挙の投票等	役場、裁判所、警察署等の官公庁等（※）
	医療機関の受診、出産・入退院等の手続き、相談等	病院、診療所、保健センター等（※）
社会参加促進の観点から、日常生活上外出が必要な場合	文化施設等の利用	公民館、図書館、美術館、映画館、コンサート会場等
	体育施設等の利用	体育館、競技場、プール等
	観光施設等の利用	動物園、テーマパーク等
	買物	商店、ショッピングセンター等
	理容・美容・着付け	理髪店、美容院
	冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事等の会場
金融機関の利用	銀行、郵便局等	

（※）障害福祉サービスにおける居宅介護（通院等介助）のサービスが受けられる場合を除きます。

**(2) 対象とならない外出の範囲**

次に掲げる外出については、移動支援の対象とはなりません。

事 由	外出先の例
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出	通学、通所、通園、学童保育への送迎 障害福祉サービス等（日中活動、短期入所）事業所への送迎
本制度を利用することが適当ではない外出	布教活動、選挙運動等の政治活動、ギャングブル、公序良俗に反する外出

豊能町では、通学（寄宿舎を含む）、通園又は通所（幼稚園又は保育所）、学童保育への送迎について、移動支援を利用することはできませんが、次に該当するときには、移動支援の利用が認められる場合がありますので、担当課にご相談ください。

- ・ 保護者が、障害、傷病、出産等により付添いができない場合
- ・ 保護者の入院等やむを得ない事情による場合（一時的な利用に限る。）

**6 サービス単価及び利用料**

移動支援に係るサービス単価は下表のとおりです。また、利用者本人の負担（利用料）はサービス単価の1割ですが、利用者の属する世帯（世帯範囲の考え方については、障害福祉サービスに準じる扱いとする。）の町府民税課税状況によって、毎月の上限額が設定されています。

**【サービス単価】**

時 間	単価（1回につき）	
	身体介護を伴う	身体介護を伴わない
30分以下	2,300円	800円
30分を超え1時間以下	4,000円	1,500円
1時間を超え1時間30分以下	5,800円	2,250円
1時間30分を超え2時間以下	6,550円	2,950円
2時間を超え2時間30分以下	7,300円	3,650円
2時間30分を超え3時間以下	8,050円	4,350円
3時間を超える場合（30分を増す毎）	700円を加算	

## 【負担上限月額】

生活保護受給世帯	町府民税非課税世帯	町府民税課税世帯
無 料	無 料	4,000 円

※他の地域生活支援サービスの利用料を含めた合計額に係るものとします。

## 7 サービスの内容

移動支援で提供するサービスの内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については、以下のとおりです。

### (1) 移動支援の対象と考えられる事例

- ・ 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等）
- ・ 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- ・ 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- ・ 外出先での必要な支援（排泄介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援等）
- ・ 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

### (2) 移動支援の対象に含まれないと考えられる事例

- ・ 病院等での単なる待機時間で、具体的な支援を行う必要がない場合
- ・ 遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為）
- ・ 移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合
- ・ 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として「預かり行為」を行う場合  
（※移動支援は、障害者（児）に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトケア（休息介護）を目的としたものは対象とはなりません。）

## 8 サービス提供者の資格要件

移動支援のサービス提供にあたり、従事者に必要な資格要件は障害種別ごとに下表のとおりとしています。

	視覚障害	全身性障害	知的障害	精神障害	
居宅介護従業者養成研修課程修了者	×	×	○	○	
障害者(児)ホームヘルパー養成研修課程修了者	×	×	○	○	
障害者(児)ホームヘルパー養成研修課程に相当するものと知事が認める研修を終了した者(平成15年3月31日において)	×	×	○	○	
重度訪問介護従業者養成研修課程修了者	×	○	×	×	
日常生活支援従業者養成研修課程修了者	×	○	×	×	
日常生活支援従業者養成研修課程に相当するものと知事が認める研修を修了した者(平成15年3月31日において)	×	○	×	×	
同行援護従業者養成研修課程修了者	○	×	×	×	
行動援護従業者養成研修課程修了者	×	×	○	○	
ガイドヘルパー(外出介護従業者又は移動支援従業者)養成研修課程修了者	視覚障害者外出介護(移動支援)従業者養成研修課程	○	×	×	×
	脳性まひ者等全身性障害者外出介護(移動支援)従業者養成研修課程	×	○	×	×
	知的障害者外出介護(移動支援)従業者養成研修課程	×	×	○	×
	精神障害者移動支援従業者養成研修課程	×	×	×	○
外出介護従業者養成研修課程に相当するものとして知事が認める研修を修了した者(平成19年9月30日において)	視覚障害者研修課程相当研修課程	○	×	×	×
	脳性まひ者等全身性障害者研修課程相当研修課程	×	○	×	×
	知的障害者研修課程相当研修課程	×	×	○	○

## 9 その他留意事項

---

- (1) 移動支援は、常時支援ができる状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど、外出先においてガイドヘルパーが付き添っていない時間や、ガイドヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間等は算定の対象外となります。
- (2) 原則として、公的機関への手続きや通院について、居宅介護（通院等介助）や介護保険を利用できる場合にはその利用を優先し、それでも不足する場合に移動支援を利用することができます。
- (3) 移動支援事業所又はガイドヘルパー所有の車両を用いて移動する場合については、移動に係る費用の収受にかかわらず、別途、道路運送法上の許可等が必要です。
- (4) 視覚障害のある方については、移動支援ではなく障害福祉サービス（同行援護）を利用できる場合があります。

## 10 移動支援に関する質問集

利用者・事業者向け

### 問1 支給決定された利用時間を超える利用

支給決定された利用時間（支給量）を超える利用はできますか。

**答** 支給量を超える利用については、利用者と事業者の私的な契約により可能ですが、移動支援事業にはあたらないため、自費で利用してください。

### 問2 1日当たりの利用時間

1日当たりの利用時間に制限はありますか。

**答** 制限は特に設けていませんが、1日の範囲で用務を終えるものとしているため、概ね8時間としています。

### 問3 年齢による利用制限

移動支援の利用にあたって、年齢による制限はありますか。

**答** 支給決定を行う際には、年齢による制限を設けておりませんが、移動支援は、障害者（児）に対する外出支援を目的としており、保護者のレスパイトケア（休息介護）を目的としたものではありません。したがって、未就学児等であって、障害の有無にかかわらず単独での外出が見込まれない方（例えば、5歳である児童が、単独で病院に行くことや百貨店に行くといったことは通常想定されない。）については、原則、移動支援の対象となりません。

また、年齢による入場制限（プール、映画館等）の設けられている施設については、単独での利用が可能な年齢に達していない場合は、移動支援の対象となりません（障害の有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではない。）。

ただし、家族等と一緒に外出する場合において、本人の障害状況により、家族のみでは介助が行えない場合や、介助する家族等の障害等により移動時の介助ができない場合については、未就学児等であっても移動支援の利用が可能です。

**問4 身体介護の有無について**

「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」の区分はどのようにして決めるのですか。

**答** 移動支援の支給決定を行う際には、役場職員が利用者本人等と面談を行い、利用目的や身体状況の聞き取り調査を行います。その結果をもとに、利用者の身体状況や支援の必要度を総合的に勘案して、身体介護を伴う場合と伴わない場合に区分した支給決定を行います。

**問5 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」の支援内容**

「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」では、提供されるサービスに差があるのですか。

**答** 「身体介護を伴う場合」には、必要に応じて、移動、食事、排泄、更衣等の場面において直接的な身体介護を行うことができます。

**問6 入院中の利用**

入院中であっても移動支援を利用することはできますか。

**答** 入院中の利用は認めません。ただし、外泊日において行われる病院外における移動の支援については、診療報酬に含まれないため認めます。

**問7 入退院時の利用**

入退院の時に移動支援を利用することはできますか。

**答** 原則として居宅介護（通院等介助）を利用することになりますが、居宅介護の支給決定を受けていない場合で、移動及びその準備等に支援が必要な場合は、移動支援の利用ができます。ただし、乗車前、乗車後の介助や乗降車の介助を含まない単なるタクシー代わりの利用等の場合は対象となりません。

**問8 移動支援を利用した通院**

移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、病院内での介助の取扱いはどうになりますか。

**答** 居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者については、障害福祉サービスや介護保険制度を優先して利用していただきます。

また、病院内での介助については、基本的には病院内の職員によって対応されるべきものとなりますが、病院内の職員による介助が行われない場合で、利用者の障害状況によって必要となる介助（視覚障害のある方で、初めて行く病院では病院内の配置がわからず、付添いが必要となる場合や、知的障害のある方で、慣れたガイドヘルパーが付き添わなければパニックを起こしてしまう場合等が考えられる。）であれば、移動支援の対象とすることができます。しかし、その場合であっても、単なる待ち時間や不安だから一緒にいてほしいといった理由では、移動支援の算定はできません。

**問9 移動支援と居宅介護（通院等介助）**

移動支援と居宅介護（通院等介助）の取扱いを教えてください。

**答** 移動支援は地域生活支援事業のサービス、居宅介護（通院等介助）は障害福祉サービスに位置付けられており、それぞれ目的によって使い分けをします。

移動支援については、日常生活上不可欠な外出や、社会参加活動等にかかる場合に利用します。一方、通院目的の外出は、居宅介護（通院等介助）を利用します。居宅介護（通院等介助）には、通院のほか、官公署への公的手続き、障害福祉サービスの利用相談、障害福祉サービス事業所の見学等を含みます。

**問10 施設入所者の利用**

障害者支援施設に入所している者も移動支援を利用することができますか。

**答** 当町の障害福祉サービス支給決定による障害者支援施設入所者（居住地特例該当者を含む）は利用できますが、障害児施設入所者、介護保険施設入所者及び高齢者施設入所者は利用できません。障害者支援施設入所者以外の方の移動にかかる支援は、他の制度に基づき、それぞれの施設職員によって対応されるべきものであるためです。なお、障害者支援施設主催の行事にかかる移動支援は、施設職員によってされるべきものであるため、利用することができません。

**問 11 グループホームやケアホーム入居中に移動支援を利用する場合**

グループホームやケアホームに入居している間も移動支援を利用することはできますか。

**答** グループホームやケアホームに入居している間も移動支援の利用はできます。ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。

**問 12 「通年かつ長期にわたる外出」に該当するもの**

通学、通所、通園、学童保育への送迎以外で、「通年かつ長期にわたる外出」に該当するものはありますか。

**答** 「通年かつ長期にわたる外出」とは、年間を通し、日々継続して必要となるような外出を想定しており、通学、通所、通園、学童保育への送迎については、移動支援の対象から除いています。

したがって、利用者の発意による利用であって、結果として同一曜日になっている外出や定期的となっている外出（買い物や映画、サークル活動など）を制限するものではありません。

**問 13 学校行事での外出**

学校行事（遠足、社会見学等）で外出する際に移動支援を利用することは可能ですか。

**答** 学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象とはなりません。

**問 14 出発地及び終了地**

移動支援の出発地と終了地は自宅でなければなりませんか。自宅以外の場所を出発地とすることはできますか。

**答** 原則として自宅を起点及び終点とします。ただし、利用者の利便性を考慮し、合理的な理由がある場合や、やむを得ないと判断できる場合には例外を認める場合があります。例えば、障害福祉サービス事業所通所後に、他の社会参加施設へ移動し、社会参加活動後、自宅へ帰る場合に事業所から自宅へのガイドを認めることがあります。なお、「寄り道をすれば通所施設からの帰路に利用できる」という解釈ではないので注意して下さい。また、社会参加活動中の支援を伴わない待機時間は支援の時間に含まれません。

**問 15 複数の目的地がある場合**

1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

**答** 複数の目的地に行くことに対する制限はありません。

**問 16 目的地のみの支援**

家族等が目的地まで送迎する場合に、事業者としては目的地のみの支援を行うこととなりますが、目的地のみの支援をもって移動支援の利用は可能ですか。

**答** 目的地が移動支援の対象となる場所であれば、目的地のみの支援であっても、移動支援の利用は可能です。ただし、いわゆる「預かり行為」と考えられる場合は、利用対象とはなりません。

**問 17 移動支援事業所を目的地とした外出**

外出の目的地が移動支援のサービス提供事業所である場合に、移動支援の利用は可能ですか。

**答** 外出の目的地が移動支援事業所である場合は、いわゆる「預かり行為」と見なされるため、移動支援の対象とはなりません。ただし、目的地等のトイレでは排泄の介助が行えないといった事情があり、やむを得ず、排泄行為のためにサービス提供事業所に立ち寄った場合は、移動支援の対象となります。なお、その場合であっても、算定の対象となるのは、外出中に必要となる介助に限られますので、移動支援計画上に支援の必要性を明記する必要があります。

**問 18 短期入所事業所への移動支援**

短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

**答** 短期入所の利用に関しては、障害の程度等により、自ら入所することが困難な利用者に対しては、利用者の送迎に要する費用について、報酬上一定の評価が行われているため、原則、当該事業所が対応することになります。したがって、短期入所の送迎については、移動支援を利用することはできません。

**問 19 ガイドヘルパーの交通費及び食費の負担**

ガイドヘルパーの交通費、食費等は誰が負担するのですか。

**答** 移動支援中のガイドヘルパーの交通費や施設入場料等は利用者の負担となります。ガイドヘルパーの食費については、ガイドヘルパー自身の負担となりますが、ディナーや高級料亭等に同席し、一緒に食べることを利用者が希望した場合については利用者の負担とします。

**問 20 観劇、映画等の入場料の取扱い**

観劇、映画、コンサート等の入場料は誰が負担するのですか。

**答** 基本的には送迎のみの支援が望ましいですが、会場内での支援を行う必要がある場合の入場料等、社会参加又は余暇活動中に発生する費用については利用者の負担とします。

**問 21 ガイドヘルパーと一緒に食事をする場合**

外出先で利用者とガイドヘルパーと一緒に食事をした場合、移動支援の算定は可能ですか。

**答** ガイドヘルパーが食事をしている時間は、常時支援が行われている状態とはいえないため、原則として移動支援の算定はできません。

**問 22 スーパー銭湯や温泉での入浴**

スーパー銭湯・温泉等の余暇を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助を移動支援の対象として良いですか。

**答** 居宅介護（身体介護）での入浴介助に要する時間数の不足を補う等の目的では、移動支援の対象とはなりません。公衆浴場等における余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象として差し支えありません。なお、居宅に浴室がない、または狭くて十分な介助が行えない等の事情によって、居宅での入浴ができないときは、入浴が可能な最寄りの公衆浴場等である場合に限り、居宅介護（身体介護）にて入浴介助（公衆浴場等までの移動を含む。）を算定することが可能です。

**問 23 プール内での支援**

移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。

**答** 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排泄等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。したがって、プール内であっても、移動支援の対象となる支援を行った場合は算定対象となりますが、「水泳の指導」や「一緒に遊ぶ」といった行為については、移動支援の対象とすることはできません。

**問 24 障害福祉サービス事業者等が主催する行事**

障害福祉サービス事業者等が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか。

**答** 移動支援は、利用者の発意による外出が原則であり、移動支援事業所（運営法人を含む。）が主催する行事等については、主催者が支援をすべきものであり移動支援の対象とはなりません。

**問 25 旅行中における移動支援の利用**

旅行する際に、移動支援の利用は可能ですか。

**答** 旅行中であっても移動支援を利用することができます。なお、宿泊を伴う旅行の場合は、自宅から宿泊地、宿泊地から自宅までのガイドについては認めていますが、宿泊施設内でのガイドについては認めていません。これは、移動支援の本来の目的であるところの、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことを基本としているためです。

**問 26 団体バス旅行等の取扱い**

団体でバスを利用した旅行の際に、移動支援を利用することはできますか。

**答** 主催者側で介助者が手配されない場合であって、常時トイレ介助等の支援が必要な場合には、全行程の移動支援利用を認めています。なお、常時の介助が必要ではなく、バス移動中の介助を行っていない場合は、バス移動時間を算定時間に含めることはできません。

**問 27 自家用車を使った移動支援**

バスの便が少なく不便なため、自家用車で移動支援を利用することはできますか。

**答** 移動支援は、徒歩又は公共交通機関（電車、バス、タクシー、おでかけくん、飛行機、船等）の利用を原則とします。しかしながら、本人の身体状況や交通事情等やむを得ない場合に、利用者と事業者の当事者間で文書による合意（運転者、使用車両、事故発生時の対応、保障等）があれば、自家用車両の使用による移動支援も差し支えないものとなります。

**問 28 事業者等が所有する車の利用**

事業者もしくはガイドヘルパーが所有する車を用いて、移動支援を実施することはできますか。

**答** 道路運送法上の許可もしくは登録がある場合は、事業者等の車両を用いて、移動支援を行うことが可能です。

**問 29 ガイドヘルパー自らが運転する場合の算定**

ガイドヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

**答** ガイドヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。また、ガイドヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収にかかわらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。これらを受けずに実施した場合は、移動支援の算定対象とはなりません。

**事業者向け****問 30 ガイドヘルパー派遣に要する交通費**

遠方の出発地へガイドヘルパーを派遣する場合に要する交通費を利用者から徴収することは可能ですか。

**答** 事業者が運営規定の中で定めている「通常の事業の実施地域」にヘルパーを派遣する場合は、別途、交通費を徴収することはできませんが、「通常の事業の実施地域」以外のヘルパー派遣については、あらかじめ、利用者に対して説明を行い、同意を得ている場合のみ交通費を徴収することが可能です。また、目的地のみの支援を行う場合にあつ

ても、その目的地が「通常の事業の実施地域」以外なのであれば、上記と同様に交通費を徴収して差し支えありません。

**問 31 待ち合わせにかかる時間の取扱い**

利用者との待ち合わせ場所まで移動する時間は地域生活支援給付費の対象となりますか。

**答** 地域生活支援給付費は、実際に支援を行っている時間のみ算定します。このため、利用者の利用開始前の移動時間や、支援を伴わない待機時間については算定できません。

**問 32 乗車中の移動支援にかかる算定**

車両等に乗車中も移動支援の対象とすることができますか。

**答** 利用者が「身体介護を伴う場合」の支給決定を受けており、車両乗車中に具体的な支援が必要な場合は乗車中もサービス提供時間と認めます。しかし、「身体介護を伴わない場合」の支給決定を受けており、乗車中の支援が単なる見守りのみの場合は算定できません。

**問 33 準備のみを行って外出できなかった場合**

外出のための用意をしていたが、突然、利用者の体調が悪くなって外出できなくなった場合に、移動支援の算定はできますか。

**答** 外出のための着替え、準備、排泄等の介助をしていた時間については、算定の対象となりますが、それ以降の時間については、移動支援の対象とはなりません。

**問 34 家族が移動支援を行う場合**

利用者の甥によるガイドヘルプは認められますか。

**答** 利用者と3親等以内の家族がガイドヘルパーとして移動支援に従事することは、家族による支援とみなされますので認めていません。

**問 35 一時帰宅（帰省）の際の利用について**

年末年始やお盆等に入所施設やグループホームから実家へ一時帰宅（帰省）する際に、移動支援を利用できますか。

**答** 移動支援の利用は可能です。ただし、家族が送迎できる場合や、入所施設やグループホームが送迎を実施する場合は移動支援の利用はできません。

また、車両乗車中に具体的な支援が必要な場合は乗車中もサービス提供時間と認められますが、乗車中の支援が単なる見守りのみの場合は、乗車時間は算定できません。